

令和3年度 第2回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和4年3月15日（火曜）午前10時00分から午前11時55分

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

< 委 員 >

栗川委員、石川委員、佐藤委員、高井委員、角田委員、最上委員、南委員、菊地委員、五十嵐委員、有川委員、平崎委員、海老委員

計12名

（欠席委員：富田委員、熊谷委員、松井委員）

< 事務局 >

障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、保健所保健管理課、各区健康福祉課（不参加※）、学校支援課

※新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、今回の審議会については出席所属を限定し、各区健康福祉課は不参加とした。

【傍聴者】

なし

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 報告事項・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・・・ p 3 1
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 3 2

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第2回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】令和4年度障がい福祉関連予算について
- ・【資料2】精神障がい者地域移行・地域定着支援事業について

以上5点となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員、松井委員、富田委員から欠席のご連絡をいただいております。基幹中央の五十嵐委員が、未着となっておりますが、15名の委員のうち、今のところ11名の委員が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは開会にあたりまして、福祉部長の佐久間よりごあいさつ申し上げます。

(佐久間福祉部長)

皆様、おはようございます。福祉部佐久間でございます。本日は皆様、年度末のお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また皆様におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉政策に様々な機会でご協力、ご理解を承りまして、重ねてお礼を申し上げます。

本市におきまして、障がいのある人もない人も、誰もが生き生きと安心して暮らせる共生社会を実現することを目的といたしました、共生のまちづくり条例が施行されてから6年が経過しました。皆様からのご協力もあり、少しずつではありますが、共生社会に対する理念の周知・浸透が進んでいるものと、感謝申し上げます。今後も様々な機会をとらえまして、共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと思いますので、皆様からも引き続きご支援・ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

今年度はこれが最後の審議会ということになりますので、来年度の障がい福祉関連予算についてご説明をさせていただきます。結びになりますが、本日も皆様から忌憚のないご意見を承りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

3. 報告事項

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、これより報告に移らせていただきます。報告の進行については、有川会長お願いいたします。

(有川会長)

皆さん、おはようございます。前は12月でしたので、3カ月ぐらいの間なんですけども、すっかり春らしくなってきました。まだまだ感染のほうは予断許さない状況ですけども、皆さん気を付けてお過ごしください。終わっちゃいそうなんですけど、これから始まります。

それでは、次第に従いまして報告を進めさせていただきたいと思います。おおむねの時間配分ですが、令和4年度障がい福祉関連予算について、80分程度予定しております。当初の予定よりも早く、11時30分ごろの終了を予定していますが、会場の使用時間を踏まえて、午前12時までには会議を終えたいと考えておりますので、円滑な会議進行にご協力をお願いいたします。

それでは(1)の令和4年度障がい福祉関連予算について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

新潟市障がい福祉課の大島と申します。日ごろから大変お世話になっております。私からは報告事項(1)ということで、令和4年度障がい福祉関連予算について説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

恐れ入ります。資料1をご覧ください。初めに、障がい福祉課所管の事業について説明したのち、こころの健康センター、学校支援課が所管する部分について、それぞれの部署から説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページ、点字資料も1ページをご覧ください。まず令和4年度当初予算の総括になりますが、障がい福祉課所管の歳入予算総額は、143億5,811万1,000円で、前年度比でおよそ2億3,000万円、率にして1.6%増となっております。これは主に介護給付費等の増に伴う、国・県の負担金が増加していることによるものでございます。一方、歳出予算総額は234億1,977万4,000円で、前年度比でおよそ6億1,000万円、率にして2.7%増となっております。これは、今ほど歳入で説明いたしましたとおり、主に介護給付等事業の増によるものでございます。

続きまして、障がい福祉課の新年度事業のうち、主な事業について説明をいたしますが、新潟市では本格化する人口減少社会を見据えまして、限りある財源の中で、基金に頼らず、直面する課題に対応していくため、令和元年度から3年間を集中改革期間として、事務事業の選択と集中に取り組む、新潟市集中改革プランを、令和2年2月に策定いたしました。障がい福祉分野におきましては、令和2年度予算で7事業、令和3年度予算で3事業、令和4年度予算で1事業、計11事業について、施策の方向性や社会情勢の変化に対応するため、見直しを行うこととなりました。本日の説明では、初めに集中改革プランで見直しを行った事業について説明し、その後、その他の主要な事業について説明させていただきます。

す。

それでは順に説明してまいります。初めに、集中改革プランで見直しを行った事業についてでございます。3ページ。点字資料では8ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

(1) 障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費、そして人工透析患者通院費助成事業費でございます。ここでは、2つの事業をまとめて説明いたします。まず、障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費でございますが、この事業は障がい者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的としたもので、これまで500円のタクシー券を年間52万6,000円分、または自動車燃料費2万6,000円分を支給しておりましたが、精神障がい者が対象となっていないことや、タクシー利用助成と自動車燃料費助成との間で、活動範囲の大きな差が生じることが課題として挙げられておりました。そのため、令和2年度から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者に加え、三障がい一元化を図るとともに、自動車燃料費助成につきましては、タクシーと同様、週1回程度の利用を想定した助成金額に上限を引き下げました。一方で、タクシー利用助成については、1回の乗車において利用できるタクシー券の利用枚数を2枚から3枚に変更し、交通手段間の活動範囲の平準化を図ったところでございます。

なお、自動車燃料費助成の上限額の引き下げにつきましては、利用者への影響を考慮し、段階的に引き下げることにし、令和2年度は助成上限金額を1万8,000円、令和3年度以降は、助成上限金額を1万円といたしました。

続いて、人工透析患者通院費助成事業費でございますが、この事業は、人工透析療法を受ける方の、通院に要する交通費の負担軽減を目的といたしまして、タクシー券・バス代・自動車燃料費のいずれかを助成する事業で、これまではいずれも1万3,000円を上限としておりました。しかし、透析を受ける場合、平均で週3回の通院が必要となるため、実態を踏まえ、助成額を拡充することとし、令和2年度からタクシー券につきましては交付枚数を40枚に拡充するとともに、1回の乗車において利用できる枚数を2枚から3枚に変更いたしました。また、バス代・自動車燃料費につきましてもタクシー券同様、助成上限金額を2万円に引き上げました。

続きまして、(2) グループホーム運営費補助金でございます。この事業は、共同生活の場として運営されるグループホームの運営費に対する補助を行うものですが、国のサービス報酬が事業運営の実情に見合っておらず、重度障がい者を多く受け入れているグループホームでは、この補助を受けても運営にかかる経費が不足してしまう施設があることから、重度障がい者の地域移行を進めるために、令和2年度から拡充したところでございます。令和4年度からは、令和2年度の見直しによる成果を踏まえて、再度見直しを行います。

令和2年度の見直しでございますが、介護人の同居経費にかかる補助を廃止する一方で、重度障がい者の受け入れ促進のために、障がい支援区分4以上の利用者の受け入れ、1人当たりの上乗せ補助を、障がい支援区分に応じて大幅に増額いたしました。またグループホームの整備を促進するため、人材確保支援策として、世話人処遇改善にかかる補助を、入居者1人につき50円増額いたしました。令和4年度の見直しでは、計画値を大きく上回ってグループホームの整備が進み、人材確保支援という補助目的を達成したことから、世話人処遇改善に関する補助を廃止することといたしました。なお、令和3年度時点で補助

を受けている事業所への影響を考慮し、段階的に減額する経過措置を設け、現在の利用者1人あたり1日300円の補助額を、令和4年度は200円、令和5年度は100円とし、令和6年度に完全廃止することといたしました。

また、重度者の受け入れにつきましては、特に区分4の方の受け入れ数が増加するなど、一定の効果が見られたところでございますが、行動障がいや医療的ケアなど、特別な支援を必要とする方の受け入れはなかなか進まず、一層の促進策が必要でございます。

国の令和3年度報酬改定で、強度行動障がい者を支援するための体制整備を評価する、重度者支援加算Ⅱが設けられたことを受けて、重度者支援加算Ⅱの加算対象者を受け入れた場合の補助を新たに設け、加算の取得を促すことで、行動障がい者の受け入れ体制整備の促進を強化いたします。

続きまして(3)意思疎通支援費、手話通訳者等派遣でございます。この事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳や要約筆記の意思疎通支援者を派遣し、活動時間に応じて報酬を支払うものでございますが、報酬算定にかかる活動時間につきましては、通訳を行った実働時間のみを活動時間としており、通訳に必要な事前の打ち合わせや機材準備、後片付けの時間は活動時間としておりませんでした。令和2年度からは、事前の打ち合わせや機材準備、後片付けの時間について、1時間を上限として活動時間に加え、意思疎通支援者の処遇改善を図りました。なお、令和3年度・令和2年度予算額が、令和元年度予算額と比較し減額となっておりますのは、制度を再度変更したのではなくて、新型コロナウイルスの影響により、派遣件数の実績が減ったことによるものでございます。

続きまして、(4)障がい者デイサポートセンター明日葉事業でございます。これまで総合福祉会館内、新潟市障がい者デイサポートセンターにおいて、比較的軽度の障がい者が利用する、地域活動支援センターⅡ型としてサービスを提供していましたが、実態としては重度の障がい者の利用が多く、赤字の収支が続いておりました。そこで、令和2年度から利用実態に合わせた、持続可能な施設運営を目指し、基本的にはこれまでのサービスを継承しながら、常に介護を必要とする方に対して、日常生活上の支援等を行うため、サービス形態を障害者総合支援法に定める生活介護へと移行し、国や県の財源を活用することで収支の改善を図りました。また、サービス形態の転換にあたり、既存利用者のうち、障がい支援区分が足りないなどの理由により、生活介護へ移行できない方につきましては、市の独自サービスとして、これまでと同等のサービスを提供しております。

続きまして(5)更生訓練費給付費でございます。この事業は、自立訓練・就労移行支援事業所へ定期的に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成するとともに、訓練に必要な文房具や図書などの物品購入費を助成するものでありましたが、通所交通費にかかる助成につきましては、障がいの種別や所得によって、異なる通所交通費助成制度が、当該事業を含めまして3つ混在し、制度ごとに助成額や手続きが異なっていたことから、令和2年度より(6)で説明いたします、訓練・就労系事業所等通所交通費助成に制度を統一いたしました。また、訓練にかかる物品購入費の補助につきましては、利用日数や利用サービスに応じて定額給付しておりましたが、実態と乖離していたことから、定額支給から実費支給へと見直しを行いました。

続きまして(6)訓練・就労系事業所等通所交通費助成でございます。この事業は、障

がい福祉サービス事業所等に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成するものでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、これまで通所交通費助成制度は障がいの種別や所得によって、助成額や手続きが異なる3つの通所交通費助成制度が混在しておりました。具体的には、更生訓練費給付費、それから心身通所費助成、そして精神通所費助成、この3つが混在しておりましたけれども、令和2年度からは、これら3つの制度を統廃合することにより、助成対象、助成額、手続きを統一し、利用者にとってわかりやすい制度へと見直しを行いました。

以上、計7事業が、令和2年度予算から見直しを行った事業になります。

続きまして、令和3年度予算から新たに見直しを行った3事業について説明をいたします。

初めに(7)まちなかほっとショップ運営費でございます。この事業は、障がい者の社会参加や理解促進を推進するため、授産製品の共同販売窓口であるまちなかほっとショップを設置し、運営主体に対して運営費の一部を補助するものでございます。将来的に補助に頼らない店舗運営に向けて、令和3年度には店舗販売事業者等の見直しを行い、令和4年度には、令和3年度の店舗の営業実績に合わせて補助額の見直しをいたしました。今後も経営改善を促しながら、段階的に補助に頼らない店舗運営となるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、障がい者就業能力向上支援事業、ITサポート事業でございます。この事業は、新潟大学と協力して、新潟大学内に新潟市障がい者ITサポートセンターを設置し、障がい者の特性に合わせたIT技術の取得を支援することにより、障がい者の在宅での就業と社会参加の促進を図るものでございます。これまでは市の単独事業として実施しておりましたが、新たに国や県の補助金メニューが創設され、国や県の財源を活用することにより、市の一般財源を削減いたしました。

また、事業内容につきましては、障がい者本人に対する直接支援を主体に行ってまいりましたが、教育機関や医療機関等への支援を行い、間接的に支援する利用者を増やしていく、「階層型支援モデル」を引き続き取り組んでまいります。今後の取り組みにつきましては、コロナ禍の状況を考慮しながら、オンラインなどを活用した研修や相談支援等により、階層型支援モデルを継続していきたくて考えております。

続きまして、(9)農業を活用した障がい者雇用促進事業でございます。この事業は、障がい者の農業分野での就労の機会、および訓練の場の拡大を図り、地域で自立した生活を送ることができるよう、農家と就労を希望する施設等をコーディネートする、あぐりサポートセンターを運営するものでございます。農作業を委託する農家や、作業を受託する障がい者施設に対する謝礼金の広報・活用により、マッチング件数は増加し、近年は謝礼金の活用によらないマッチングの増加が見られることから、あぐりサポートセンターの人員配置を見直すとともに、謝礼金の支給事業を令和2年度で終了いたしました。今後の取り組みにつきましては、あぐりサポートセンターにおいて農家と障がい福祉施設のマッチングで得られた関係性を継承しながら、農福連携セミナーの開催による普及啓発や、農福連携に関する相談窓口としての役割を継続してまいります。

以上、計3事業が、令和3年度予算から見直しを行った事業になります。

最後に、令和4年度予算から新たに見直しを行うことといたしました(10)の福祉バス運行事業について説明いたします。この事業は、高齢者団体や障がい者団体が、研修また

はグループ活動などの参加および福祉施設の見学などを行う場合に、福祉バスを運行し、その便を図ることにより社会参加の促進を図るものでございます。これまでは障がい者団体の利用回数上限を月2回としておりましたが、利用実態の8割から9割が障がい福祉サービス事業所が利用しており、障がい福祉サービス事業所以外のNPO法人や任意団体等の利用実態につきましては、およそ年2回程度となっております。このような利用実態の差や、障がい福祉サービス事業所の運営経費の一部は、給付費や補助でまかなわれていることを踏まえまして、NPO法人や任意団体の利用実態に合わせ、高齢者団体の利用回数条件と同様に、年2回までとすることといたしました。

集中改革プラン取り組み事業の説明は、以上となります。

続きまして、2のその他の主な事業についてご説明いたします。初めに、(1)共生のまちづくり条例関連事業でございます。この事業は、平成28年4月に施行いたしました、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及啓発を図るための事業でございます。令和3年度同様、条例周知にかかる研修会、講習会などを継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の拡大・創出や、障がい者アートなどを活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けた「ともにプロジェクト」をさらに推進してまいります。ともにプロジェクトでは、障がいのある人とない人の交流の機会の創出、一般企業への周知啓発、わかりやすい広報という3つの柱を意識しながら事業を実施しております。

初めに、障がいのある人とない人の交流の機会の創出におきましては、昨年度に引き続き、小中学校における福祉教育の中で、障がいのある方にゲストティーチャーとなって授業をしていただいた際に、そのゲストティーチャーに対する謝礼を補助しております。

次に、一般企業への周知啓発におきましては、市役所前のバスターミナルをはじめとした公共空間や公的施設などに障がい者アートを展示し、市民の方々、特に条例認知度の低い傾向にあります若年層の方々が、障がい者の文化芸術活動に触れる機会を創出しております。また、令和元年度本格的に開始いたしました「ともにEntrance」では、引き続き共生社会づくりに取り組んでいる、または取り組もうとしている企業間のネットワークを構築し、情報交換やノウハウ共有を促進することで、民間におきます共生社会づくりの動きを活性化させてまいります。そのほか、合理的配慮事例の募集についても、継続して進めてまいります。

次に、わかりやすい広報におきましては、共生のまちづくり条例を市民の皆様から知っていただくために、当課で実施するイベントのほか、障がい福祉には関係しないイベントも含め、共生のまちづくり条例のパンフレットや、リーフレット入りティッシュの配布などを通して、積極的にPRを行い、障がいや障がい者に対して、普段かかわりのない方やあまり関心を持っていない方からも、共生のまちづくり条例を知ってもらうことができるように努めてまいります。

また令和4年度は、課題であります、若年層の条例認知度向上を図るため、新たな取り組みといたしまして、条例啓発動画の制作、そして学生の方々を対象としたワークショップを開催するなど、若年層への条例周知の取り組みを推進してまいります。

続きまして(2)になります、社会福祉施設等整備費補助金でございます。この事業は、障がい者の入所入院から地域生活移行に向けて、居住の場であるグループホームや日中活

動系サービスの施設整備等に要する経費を補助するものでございます。令和4年度当初予算は、令和3年度当初予算と同様に予算措置はありませんが、令和3年度補正予算におきまして、グループホーム2棟の創設に対し、5,220万円の予算を措置しております。補助対象施設につきましては、多くの重度障がい者の受け入れが可能な施設の整備を、優先的に選定いたしました。今後も、重度障がい者の地域生活移行、入所待機者の解消に向けて補助事業に取り組んでまいります。

続いて(3)、日常生活用具給付費でございます。この事業は、障がい者・児が日常生活を容易に過ごすことに必要な用具を給付するものでございます。利用者負担は業務の基準額内で価格の1割となりますが、世帯の所得状況に応じて、月額負担上限額が設定されております。基準額を超える額につきましては、利用者負担となります。

主な給付品目は、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用読書器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ器具などでございます。そのほか、身体障がい者手帳の交付対象とならない、両耳の聴力が30デシベル以上の難聴児に対して、補聴器を給付しております。これは、身体障がい者手帳の交付対象とならない低中度の難聴児に対し、言語の習得および生活や学習への適応を支援するものでございます。

令和4年度からは、人工内耳を装用する障がい児を対象といたしまして、経済的負担を軽減することを目的として、人工内耳用電池を給付品目として、新たに追加いたしました。今後も、社会的経済的な負担を踏まえ、変化を踏まえ、適宜給付品目の見直しを行ってまいります。

続きまして、(4)強度行動障がい者(児)支援職員育成事業でございます。平成27年度より、本市が独自で取り組んできております事業でございます。強度行動障がい者の支援実績を有する、市内の社会福祉法人に委託をして実施しております。これまでは、施設・事業所の職員に対し、実際に強度障がい者(児)を支援する現場での研修の場を設けることで、強度行動障がい者(児)を適切に支援できる事業所および職員を増やし、本人またはその家族が安心して暮らせるよう、環境の整備に努めてまいりましたが、その一方で、これまで約140名の修了者がおりますが、実際の受け入れにはなかなか結びついていないことが課題として挙げられていました。このような課題に対しまして、令和3年度からは、今までの現場研修から事業内容を見直し、研修修了者のブラッシュアップや、強度行動障がい者(児)を支援する職員の所属する事業所全体の支援力および支援の質の向上を図るため、強度行動障がい支援マネージャーによるコンサルテーション事業を開設するなど、強度障がい者(児)の受け入れ可能な事業所の増加につながるような事業内容へと見直しを行いました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、事業所への訪問支援は限定されましたが、事業所の職員に対してオンライン研修を実施するなど、支援力及び支援の質の向上に努めました。本市におきまして、強度行動障がい者(児)の支援強化については、重要な課題となっておりますので、今後もより効果的な事業が展開されるよう取り組んでまいります。

続きまして(5)介護給付等関連事業でございます。各種障がい福祉サービスの提供を通じて、地域での自立した生活の推進を図ります。提供する主なサービスにつきましては、

記載のとおりでございます。サービスのうち、グループホームをはじめ、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援などにつきましては、市内の事業所数や利用者数の増加に伴い、サービス利用の増加が見込まれております。

なお、令和4年10月には、福祉介護職員の賃金を、月額平均9,000円改善することを目的とした報酬改定が実施される予定となっております

続きまして、(6) 障がい者基幹相談支援センター事業でございます。障がいのある方からの相談や、情報提供などの支援を行うほか、共生のまちづくり条例にかかる、障がい等を理由とする差別相談として、障がい者（児）が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図っております。

事業内容は、6つの柱からなっております。1つ目が一般相談、2つ目が地域の相談支援体制の強化に関する取り組み。3つ目が地域移行・地域定着の促進への取り組みおよび支援。4つ目が権利擁護・虐待防止。5つ目が障がい児等療育支援。6つ目が共に生きるまちづくり条例にかかる相談機関となっております。相談件数につきましては、令和3年度は、2万3,628件の見込みとなっており、前年度より716件の増を見込んでおります。平成27年度の開設以降、様々なケースに対応し、実績を積み重ねてきております。当事者の皆さんのみならず、関係機関への周知も進み、市内における障がい福祉体制を考える上で欠かせない存在となっております。今後も計画相談支援や区役所窓口など、関係機関との連携強化を図ることで、障がい者相談支援の中核機関としての事業を継続してまいります。

続きまして(7) 障がい者就業支援センター事業でございます。新潟市障がい者就業支援センターこあサポートは、障がいのある方の一般就労と、企業の障がい者雇用を推進するための中心となる施設でございます。就職を希望する障がいのある方の相談から、受け入れ企業への助言や職場実習のあっせん、それから就職後の定着支援まで、一貫した支援を実施することで、障がいのある方が長く安心して働ける環境整備を推進してまいります。令和元年度から就業支援員を5名から6名に増員し、体制を強化することにより、増え続ける登録者へのより丁寧な支援と、障がい者雇用に取り組む企業の開拓に努めております。

また、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワークみつばちや、障がい児者の進路を考える会など、企業、教育、医療等の関係機関との連携体制のコーディネートを行うことで、障がい者雇用の周知啓発や、当事者やご家族の制度理解の促進を図っております。

こあサポートの登録者数でございますが、令和3年度登録者は、12月末現在で93人。登録者の数の累計は1,749人となっております。令和3年度登録者の障がい種別の内訳といたしましては、身体の方が13%、知的の方が8%、精神が41%、発達障害が37%、難病が2%となっております。事業の財源につきましては、市単独事業ということで、全額本市の負担となっておりますが、政令市が実施する支援センターについても、国の補助対象となるよう、21大都市会議を通じて国に働き掛けております。

続きまして(8) 障がい者夜間休日相談支援事業でございます。障がいがある方が、住み慣れた地域で安心した生活を継続して送ることができるよう、区役所や障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、24時間365日の相談支援体制を構築しております。また、個別相談支援の対象となる重度障がい者（児）に対しては、緊急時対応プランを作成し、緊急時の訪問支援、受け入れ支援を実施することで、本市におけます地域生活支援拠点等

事業の相談機能および緊急時の受け入れ・対応を行う機能の整備に位置付けているところ
でございます。

この事業の主な内容でございますが、夜間・休日におきまして、一般相談支援、それか
ら個別相談支援、そして緊急訪問支援、緊急受入支援、そしてこれらの支援に関する関係
機関との連絡調整などのコーディネート業務、それから、障がい者虐待の通報受付となっ
ております。

最後になりますが（９）失語症者向け意思疎通支援者関連事業でございます。この事業
は、令和４年度から新たに実施する事業でございます。失語症とは、脳梗塞や脳外傷など
により、脳の言語中枢が損傷され起こる障がいでございます。物事を考える能力は保た
れてはいますが、自分の考えを言葉の形にすることができず、周囲とのコミュニケー
ションをとることが困難な状態でございます。失語症者の自立と社会参加を図るために、
失語症者向けの意思疎通支援者養成研修を、新潟県と共同で実施いたします。事業実施後
しばらくは、失語症者向け意思疎通支援者の数を増やすため、養成研修を中心に事業を行
ってまいります。支援者数がある程度増えた段階で、派遣事業にも取り組んでまいりたい
と考えております。

以上で、障がい福祉課分の説明を終わらせていただきます。

（事務局：こころの健康センター 福地所長補佐）

こころの健康センターの福地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。こころの
健康センターからは、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明いたしま
す。資料は 22 ページ、点字資料では 70 ページをお開きください。合わせまして資料 2、
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についての 1 枚ものの資料をご覧いただきたい
と思います。では、失礼いたしまして、座って説明させていただきます。

精神障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるように、保
健・医療・福祉との関係機関の連携の下、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステ
ムの構築をめざし、体制整備を推進しています。具体的な取り組みとして、令和 2 年度から
設置しております、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための
協議の場である、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」では、当事者とご家族各 2
名の方から委員に就任いただき、当事者の視点を基盤とした協議を行っております。この
考える会では、孤立しない・孤立させない地域づくり・人づくり、当事者・家族・支援者
間のネットワークの強化を取り組み方針として、全体会 2 回の開催のほか、3 つのワーキ
ンググループで取り組んでおります。令和 4 年度においても、この方針の下、引き続き取
り組んでいくこととしております。

人材育成班では、これまでの年 1 回の大規模な研修会に加えて、支援の現場で役立つ内
容をテーマとした、小規模研修会を企画します。ピア活動班では、当事者・家族・支援者
がそろって相談を受ける合同相談会や、支え合う仲間の輪や、支援のつながりを広げるた
めの当事者等交流会の開催について検討します。企画・調査班では、今年度実施した家族
へのインタビュー調査の集計分析を行うとともに、新たに当事者へのインタビュー調査を
実施し、今後の課題の抽出と解決のための方策を検討します。

また、今年度の考える会全体会において、住まいの確保、居住支援、必要な人への情報

発信、居場所の必要性などが新たな課題として出されています。これらについて、令和4年度の考える会で協議、検討します。

今後も、障がいのある方が安心して生活できる地域づくりと、障がいのある方が活躍できる機会づくりに取り組んでまいります。こころの健康センターからは以上です。

(事務局：関原学校支援課長)

新潟市教育委員会学校支援課で特別支援教育を担当している関原と申します。令和4年度、学校支援課の事業について説明いたします。座って説明させていただきます。

令和4年度、学校支援課では、自立をめざす特別支援教育の推進に向け、2つの事業を実施します。資料23ページ、点字資料では74ページをご覧ください。(1)特別支援教育の推進事業です。年々増加する支援を必要とする児童生徒に対応するため、大きく6つの事業を行います。1つ目は、階段昇降車修繕にかかわる必要経費の支出です。移動、点検、修理にかかる費用を助成します。

2つ目は、特別支援教育サポートセンターや就学相談会における支援相談等です。この事業では、特別支援教育サポートセンターを中核として東西の特別支援学校、8区すべてに設置した、発達障がい通級指導教室が相互に関連し、医療、福祉、保健等関係機関とも連携し、教育相談や就学相談を行い、小中学校に在籍する、支援を必要とする児童・生徒の支援を行います。

サポートセンターの対応件数は、令和3年11月までに、延べ1,046件です。また、学校訪問による支援は、552件です。相談内容は、教育相談、就学相談、学校や園への支援、学習指導に関する支援など、そのニーズは多様です。学校支援件数は、令和3年11月の末で579件です。学校の多忙化解消に配慮し、できる限りサポートセンター職員が訪問するようにしています。学校や園からの依頼は、指導にかかわる事項や支援体制についての相談が多く、内容は多様であり、慎重な対応が求められ、指導主事や相談員が訪問して、具体的な支援を行います。特別支援教育の専門性にかかる支援や、学級経営、特別支援教育を推進するための学校体制に関する支援も多く、サポートセンターの学校支援課で情報共有、連携して支援しているところです。

3つ目は、特別支援教育推進校による支援相談等です。各地区の発達障がい通級指導教室が設置されている学校、14校ありますが、そちらを特別支援教育推進校として位置付け、各地区内の通級指導や学校支援にあたります。

4つ目は、合理的配慮セミナーの実施です。新潟市立幼稚園、学校教職員の特別支援教育にかかる専門性向上のため、管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーターと職員別の研修を実施いたします。管理職・主任層と職員別に特別支援教育に関する研修を行うことにより、校長のリーダーシップの下、全教職員で特別支援教育に関する知識や考え方を共有し、特別支援教育を全校体制で、組織的・計画的に推進することをねらいとしております。

また、このほかに、実際に特別支援学校の授業を担当する担当者は、総合教育センター主催の特別支援教育の講座等を受講することができます。特別支援学級担当者和管理職、教務主任、コーディネーター等主任層の両側から、特別支援教育の専門性を向上し、教育的支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加につながる力を育んでまいります。

5つ目は、特別支援教育ボランティア配置事業です。特別支援教育ボランティアについては、募集を継続し、ニーズを調整し、要請のあった学校に配置しています。登録者数は令和3年12月末現在で10人。ボランティア活動数は延べ171回です。令和4年度も多くの方に登録していただけるよう、チラシ、市報等で広く呼び掛けを行ってまいります。

6つ目は、要約筆記ボランティア配置事業です。難聴の子どもへの情報保障のため、ノートテイクや要約筆記を行うボランティアを募集し、学校等へ派遣します。

資料24ページ、点字資料は76ページ。早期からの就学支援についてです。就学を迎える幼児や保護者が安心して就学できるよう、相談支援を行います。5月に春の就学相談会、7月から8月にかけて、夏の就学相談会を行い、1人1人の子どもに合った学びの場について、保護者に情報提供と相談支援を行います。

就学相談会に参加する保護者数は、年々増加しています。また、小学校入学に当たり、児童1人1人の情報を学校と保護者が共有できるように、入学支援ファイルを作成し、個々のニーズやこれまで受けてきた療育や支援について引き継ぎ、学校生活のスムーズなスタートを支援しています。令和3年度は、通常の学級の新入生289人が入学支援ファイルを提出し、このうち230人に対しては、学校は個別の教育支援計画を作成しました。特別支援学級では、新入生222人が入学支援ファイルを提出し、このうち219人に対しては、学校は個別の教育支援計画を作成しています。特別支援学級における活用率は94.8%と、高い数値を示しています。

令和4年度も、これらの取り組みを充実することを通して、支援を必要とする児童・生徒が、自立と社会参加をすることができるように努めてまいります。

学校支援課からは以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。栗川委員、お願いします。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。いろいろ説明ありがとうございました。まずお礼というか、前回の審議会で、点字の資料がややわかりにくくてついていけないということで、お願いをしたところ、今回はほんとに読みやすい点字の資料に改善していただいて、ほぼ落ちこぼれずについていけまして、また説明された方々も、必要なところではページも言っていたので、非常に口頭での説明と、それから点字の資料での読み取りといいですか、通読ということがうまくいきまして、こういう形でありとあらゆるところで、要望したらすぐ対応してもらえっていうふうになっていったら、すごくいいんだろうなというふうに感じまして、その点をまず1点、感謝したいと思います。

ちょっとわき道にそれるみたいですが、今日始まる前に、委員の高井さんが、「点字の名刺をつくりました」って言って持ってきてくださって、名刺の交換をさせていただいたんですけども、何かそういう1人1人のちょっとした実践みたいところが、やっぱり社会を変えていくというか、障がいを持つ者が生きやすくなっていくということにつながるんだなということで、今回の障がい福祉課さんの、点字資料の改善なども含めて、そうい

うことが大事だなというのを実感しました。

ちなみに点字の名刺は、市内のいろんな事業者がつくっておりますので、私が所属している新潟県視覚障害者福祉協会、亀田のふれあいプラザにありますけど、そこでもやっていますが、皆さん、もしご自身の名刺に点字が付いていなかったら、付ける方向でご検討いただくと嬉しいなというのは、ちょっと余談ですけどもお願いします。これが1点目です。

2点目は、前回の審議会の時にもちょっと似たようなことを言ったんですけども、障がい者施策審議会ということで、ここでは議論をして、主に障がい福祉課の施策で、今回もその予算を中心に検討しているわけですけども、私たちがこう社会の中で、様々な生活をし、活動をしていくときには、もう至る所で様々なバリアと言いますか、障がいに出会っていて、それぞれのその障がいを持っている、この場合の障がいは、いわば身体というか、精神や知的やらも含めて、それぞれの個々人の体の問題と言いますか、その中の多様なあり方があって、その中で社会で生きていこうとするときに、いろいろバリアに出会っていくという状況で、障がいの社会モデルとかって考え方からすれば、社会の方に障がいがあるというか、そういうことになると思うんですけども、そうした場合に、障がい福祉課がカバーしている分野、主に個々の人に対してのサポートみたいなところの中では、様々な施策が講じられているということはよくわかりましたが、一方で様々な、障がい福祉課所管以外の様々なところにも、山ほど社会的なバリアというか、社会的障壁があって、その部分をここの審議会はどう扱っていくんだらうなというところが、今日も感じました。というのは、障がい福祉課さんから主に説明がされ、こころの健康センターと、それから教育委員会の特別支援のご担当の方からそれぞれご説明いただいているわけですけども、例えば読書バリアフリー法なんていうのができて、障がい者の読書の環境整備みたいなことが起こってきたときに、それは例えば市立図書館の課題であったりとかして、そこに障がい施策がやっぱりこう出てくるし、それから最近ちょっと相談受けたんですけども、高齢者の入居施設や通所施設に、視覚障がいを持って人が行ったときに、あなた目が見えないからねって言って、レクリエーションのときにも放置されてたりとか、食事のときにも適切な配慮がされてなかったりとかっていうようなことを聞くと、例えば高齢者施設にいる障がい者に対してどうするのかみたいなこととか、もういろんなところに、前回僕の国民健康保険の申請に行ったときに、点字の資料、パンフレットがなかったみたいなこともお話をしましたけど、至るところでそういうことが起こっていて、それらを全体として解決していくというふうなところへのエンジンとして、ここの審議会が機能するとすごくいいんだらうなというふうに思うわけです。

提案にもなるかもしれないですけど、ご検討いただければと思いますが、1つは、今回こころの健康センターさんや教育委員会の学校支援課さんやらが、メンバーとして参加されていますけれども、少しでもそこに参加する担当部署をピックアップしてもらって増やしていくということができないかどうかということが1つですし、その前の段階としては、共生のまちづくり条例みたいなのを1つのでこに使って、新潟市の施策を横にくし刺しして、障がい者関係のはないかなみたいにバーっと見てもらって、その担当者が来てもらうのもいいんですけど、とりあえず来てもらわなくても、こんなことも障がい者施策としてやっていますねみたいなことが見えて、それは施策とともに予算も絡んでくるでしょうし、

あるいはその施策の中身も出てくると思うんですけども、そういう形で、ありとあらゆるところに障がい者は市民としているわけなので、そこに対応できるような何かできたらいいなということを、今日あらためてまた思ったので、またご検討いただければと思います。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。大変貴重なご提案だと思います。まさに今お話あったように、社会モデルとしてとらえたときに、障がい福祉だけかっていうお話は、まさにそこだけじゃないんですよってところが、多々あるわけですよ。ただどうしてもこの中で話し合ってしまうとここで完結してしまうので、ここからどうそれを広げていくかということについても、具体的なアイデアを出していく必要があるんじゃないかということだと思うんですけど、この点についていかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

障がい福祉課です。委員からは前回の際もご意見いただいておりますし、今ほど会長のほうからもお話しいただいたように、大切なご提案だと思っております。どこまでできるのかというのはありますけれども、私ども、先ほどもお話あったとおり、共生のまちづくり条例を所管しながら、全庁的に共生のまちづくり、共生の社会に向けた取り組みをしているところでございますので、今ここで具体的なお話としてすることはできませんけれども、お示しいただきましたご提案をしっかりと受け止めて、何ができるかというのを考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

(栗川委員)

ありがとうございます。

(有川会長)

そうですね。ぜひそうした前向きな検討をしていけるといいなと思いました。点字名刺の話も、私ちょうど今名刺切らしてるので、購入したいと思いました。そういうことから1つずつやっていくというのも、すごく大事なお話なのかな、大事なことなのかなというふうに思います。

ほかに。高井委員、お願いします。

(高井委員)

にいがた温もりの会の高井です。栗川さん、ありがとうございました。ちょうど私も栗川委員のおっしゃることと、ちょっとシンクロしているかなというふうに思っていました。障がい福祉の領域を超えて、市民の中でつらさがあるんじゃないかなというふうな印象を持っているところで、基幹相談さんとこあサポートさんの相談内訳の中の、精神障が

いの高さということと、特別支援教育のほうですけれども、子どもが減っているんだけど、年々その支援を必要とする子どもが増えるということで、どんなふうにとらえてらっしゃるのか、言葉でちょっと教えていただけたらと思います。

(有川会長)

相談支援の内容でいいですかね。

(高井委員)

基幹さんの内訳、精神障がいの人が多いということ、42%ですか。それからまた特別支援教育のほうで、児童が増えているというところ、どんなふうにとらえてらっしゃるのか、お聞かせください。

(有川会長)

じゃあ基幹相談支援センターさんからいいですか。

(事務局：星野給付係長)

障がい福祉課給付係の星野と申します。いつも大変お世話になっております。ご質問のどんなふうにとらえていらっしゃるのかというところ、ちょっとわからなかったのですが、確かに基幹相談支援センターにおいては、精神障がいの方の相談が多いという状況であることを把握しております。精神障がいの方については、障がい福祉サービスを利用されている方だけではなくて、サービスを利用せずに一般就労されていて、サービスとつながっていない方々も多くいらっしゃる分野であろうと考えております。その辺りの相談支援体制という部分で、サービスに寄らないところの窓口としては、第一義的には区役所の窓口ということになってまいりますので、職員の対応力の向上であるとかということも含めて、精神障がいの方が相談したいときに相談できる体制というのは、引き続き職員に向けて啓発していく必要があると考えております。回答になっていきますでしょうか。

(高井委員)

ありがとうございます。今おっしゃってくださったみたいに、精神障がいの方が、サービスにつながっていない人がいるという点で、大変有意義なんだと思うんですけども、恒常的に支援が必要な人ばかりではないことが多いと思うんですかね。症状の波があって、タクシー券なんかもそうなんですけども、精神2級の人でもバスに乗るのが困難だというときがあると。だけどタクシー券はないわけです。そんなふうに、精神障がいの方の困難なところにももう少し届くといいなということが大変たくさんありまして、計画のほうもそんなふうにつくれたらいいんだなと思いながら、なかなかその障がい福祉の領域なのかどうかというボーダーのところも私曖昧なままでいまして、それが、大きな話になるんですけども、市民全体の生きづらさとかつらさとか、みんなストレスフルなんだろうなと思ったり、また児童のことに関して言えば、先生もほんとに忙しい中で、教室に入れないう子どもが増え続ける、過去最多を更新していると思うんですが、これというのはもう個人の問題ではないんだろうというふうに、私としては思っています。個人の問題じゃないと

したら、もう国の問題みたいな話になってくるんですけども、新潟市の中でできることがあれば取り組んでいきたいなど、そのところを具体的に言葉で示しながら、具体的に支援できたらいいなと思っていました。ありがとうございました。以上です。

(事務局：学校支援課 関原主事)

学校支援課関原です。おっしゃるように、特別な支援を必要とする児童生徒は年々増え続けております。ざっと言えば10年前の2倍ぐらいになっています。特別支援学級在籍者数ですね。様々な要因があるとは思いますが、やはり大きいのは、平成19年に、それまでの特殊教育から特別支援教育に転換したあたりから、やはり特別支援教育の大切さであるとか、1人1人に向き合って丁寧に指導する良さあたりが、広く知れ渡ってきたというのが大きいんじゃないかなと思います。特別支援教育を希望する方も、それに伴って増えてきたのかなというふうにとらえています。

ちょっと別のところで本当はお話しする、別のところというか、今日のこの場の違うところでお話しする予定だったんですが、今、学校支援課に質問が来たので、合わせてお話ししますが、実は新年度から、今までは学校支援課の中の特別支援教育班ということで、学校支援課の中にあつた1つの班であつたんですが、この4月から特別支援教育課として学校支援課から分課して、新しく課ができます。こういった本市における現状、特別支援教育を必要とする児童・生徒の増加等々もありまして、やはり一体的な支援・指導が必要だろうということで、学校支援課から独立して課ができて、そしてこれまで特別支援教育サポートセンターも一緒になって、それから研修を主に行っていた総合教育センターの特別支援教育の部門の一部も新しい課と一緒に、一体的な指導・支援ができるようにしていきたいと考えておりますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。以上です。

(有川会長)

はい。いかがでしょうか。

(高井委員)

すいません。ちょっとわからないんですけど、特別な支援が必要なお子さんがいるよねって認識が生まれたので、特別支援が必要なお子さんが増えたという認識なんじゃないか。

(事務局：学校支援課 関原主事)

いや、生まれたというか、そういう特別支援教育というものについて、広く認知されてきた、特別支援教育の良さが知れ渡ったということだと思います。で、それを希望する方が増えてきたんじゃないかなというふうにとらえられます。

(高井委員)

ごめんなさい、学校に行けない子どもというのは増え続けてますが、それはまた違うんですか。

(事務局：学校支援課 関原主事)

いわゆる特別支援学級に在籍する児童生徒のことで、学校に行けない子というのは。

(高井委員)

これまた違う、福祉の領域ではない話？

(事務局：学校支援課 関原主事)

領域ではないわけではないですが、今私が言ったのは、いわゆる特別支援学級に在籍する児童生徒のことです。

(高井委員)

特別支援学級のお子さんは、学校に来づらい方はそれほどいないということなんですか。

(事務局：学校支援課 関原主事)

いわゆる不登校の。

(高井委員)

不登校のお子さんで。

(事務局：学校支援課 関原主事)

それは、特別支援学級の中にもいるかもしれませんが、多くは通常の学級に在籍する。

(高井委員)

ということは、支援学級では増えてはいないということなんですかね。

(事務局：学校支援課 関原主事)

基本的にはそうとらえています。

(高井委員)

はい、ありがとうございます。個人的な印象として、やっぱり精神の人の相談が多いとか、お子様がこう生きづらいというのは、私は個人のものではないとっていて、社会の構造とかって話なのかなと思うんですけど、たださっきの名刺みたいに、数百円で実現することがあるとしたらやるのがいいなって、同じお金と人を、マンパワーを使ってできることがあれば、具体的にやっていきたいなとっていました。ご丁寧な説明ありがとうございました。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いろいろ考え方はあるんですけども、1つはその特別支援教育のニーズとして2倍になったという。2倍はなぜ2倍になったのかというところ

の原因についての分析を、具体的にどうされているのかという、多分その点だったと思うんですよね。これってなかなか具体的にデータがあるわけではないので、考え方としては、今学校支援課からの話があったように、1つは多くの人たちがそれを知ることになったということがあるんですが、高井委員のお話のように、社会全体の生きづらさというところから、そうしたニーズが生まれているという問題もあるんじゃないかという、この両面を正しく認識する必要があるということだと思っんです。その辺のところについては、お話の中でも、今だからこそ具体的に何かをするためには、実態をどのように分析しているかということをしていかないと、動けないものもありますよねということだと思っんです。だから、抽象的な議論が、どうしてもこのような大きなところになると増えてしまうんですけれども、やはり具体的な問題、例えば不登校という言葉がはっきり出たんですが、その不登校の原因というものが何なのかということも、合わせてここで考えていかないと、具体的な政策にはつながらないかもしれませんよねということだと思っんです。その点においての議論だと思いますので、ぜひこういう声は、僕は積極的にどんどん上げていって、1人1人がそうした問題意識を持ちながら、いろんな物事に当たっていくというのはとても大事だと思っっていますので、ぜひ今のような議論を、気軽にできるということも変なんですけど、どこでもできるということはすごく大事に思っっていますので、ぜひこういう会議を大事にしていきたいと思っっております。

ほかにいかがでしょうか。はい、最上委員、お願いします。

(最上委員)

パーキンソン病友の会の最上と申します。まず18ページと19ページのところの、相談実績、登録者数値のところの19ページのほうは難病という形でパーセントが出ておりますが、18ページのほうの障がい者基幹相談支援センターのほうの、その他ということで障がい者12%、障がい児15%と書かれているんですが、難病についてはどれぐらいのパーセントなのかということが1つと、それから全体の予算ということで、冒頭に出ておりますけれども、それぞれ障がい福祉課、それから学校関係、その他というか、3件で数値が出ておりますけれども、全体で障がい福祉課だと230億というようなことですよ。歳出ということでの一般会計、昨年度、この230億4,190万という数値、おのおの中身を合算しますと、175億ぐらいですけども、この差、これが何にというか、どういう内容なのかというのが知りたいというふうなことで、質問させていただきました。このところの関係もそうなんですけども、数値が、これしか使わないのという数字しか出てないので、それじゃなくて、3億とかの数値がここの健康センターでも出ておりますよね。その差というかが、あまりにも大きいという表現じゃなくて、出てない内容ですよ。それはどういう項目なのか、教えていただければと思っっております。

(有川会長)

はい。ありがとうございます。今2点質問いただいていると思っんですけども、1つは、まず18ページの数字ですかね。相談実績のところの「その他」というところに、難病の方の相談がどのぐらい入っているかということが1点でしょうかね。もう1点は予算のところですよ。資料の1ページになりますけれども、そこに書かれているお金、数値ですかね。

3億円ぐらい数字が見えなくなっているということでしょうかね。

(最上委員)

そうじゃなくて、おのおのの項目、集中改革プランの取り組みでずっと3ページから12ページまで施策が出てまして、おのおのの金額が表示されておりますけれども、2のその他の主な項目ということで、一番大きい項目の(5)ですね。介護給付が167億ということで大半を占めておるといことなんですけれども、その項目全体からしても175億しかになってないので、トータルの230億の差との中身は何でしょうというようなことでございます。

(有川会長)

わかりました。そうしましたら、初めの相談のところの話を先にお話しいただきまして、そのあと予算の内訳の詳細についての話になると思うので。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい、ありがとうございます。予算の内訳についてですけれども、委員がおっしゃったのは、私のほうから説明いたしました主な事業の、資料のところにございます予算額を差し込んだものと、234億との差があるではないかというふうなご指摘でよろしかったのでしょうか。

(最上委員)

はい。

(事務局：大島障がい福祉課長)

恐縮でございますが、今日の説明におきましては、障がい福祉課が持つてる予算の中で、主な事業ということでご説明させていただきましたけれども、そのほかにも、例えば自立支援医療費の関係の、市の負担分であったり、児童の関係の手当であったり、住宅リフォームの補助金であったり、かなりの項目、ちょっと今私どもの持つてる事業数をすぐに出せないんですけれども、相当な数がございます、そういうものを積み上げると234億になるということをご理解をいただきたいと思うんですけれども。

(最上委員)

ありがとうございます。ただ、書面として出てるものは、数値がきちんと出てるんですが、今言われた58億、差額ですね、これも今おっしゃいました中身というのが、こちらどうい項目なのかというのが知る必要がある方もいらっしゃるのではないかなという気がするんですけども、それは特に皆さんにお知らせしなくてもいいというような内容なんでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

決してお知らせしなくていいのかという、そういうことではなくて、今日この場で、施

策審議会の中で4年度予算ということでご説明をし、皆さんからご承知していただくにあたっては、主要事業ということで、これまでも取り組んできたもの、集中改革プランでもご説明したような事業でございますので、その中で、代表的というところとちょっと語弊がありますが、主要なものをまずは説明させていただきたいということで、こういう形で資料を取りまとめたところでございますけれども、その差額の部分について知りたいというふうなお話があれば、それはそれで、どのような形でご提供できるかどうかも含めて考えたいと思います。今日は主要事業ということで、ご説明させていただきました。

(有川会長)

あとはデータのほうですかね。

(事務局：星野給付係長)

給付係の星野からご回答させていただきます。基幹相談支援センターの、資料の18ページですね。令和2年度の実績の内訳といたしまして、障がい者のその他が12%となっておりますが、このうち、難病等対象者の方については、0.97%で約1%となっております。そして障がい児のほうの、その他の15%の中に、難病等の方が含まれておりますが、こちらが1.4%という状況になっております。

(有川会長)

よろしいでしょうか。

(最上委員)

ありがとうございます。

(有川会長)

ありがとうございます。ご報告いただいている予算の、要は、なぜ主な事業をここで、この内容で報告させているのかって、多分素朴な疑問はあるんだと思うんですよね。つまりここで報告する内容は何によって選ばれているのかというところの話も、多分ちょっと今の話を伺う中ではきっとあるのかなと思いました。こういうものを報告していただきたいというものがあれば、積極的にこちらからもお話ししていくということで、すべてというわけにはいかないとは思いますが、できるだけこの施策にかかわっていく問題として考えられるもので、ここで一応われわれも知っておいたほうが良いというものにつきましては、われわれのほうからも声を上げて「教えてほしい」と言っていくほうが良いかなというふうに思いました。

ほか、いかがでしょうか。はい、佐藤委員。マイクをお願いします。

(佐藤委員)

福祉バスのことについてちょっとお願いしたいんですけれども、私ども身体障害者協会で、旅行をしようといったときに、車椅子の方が申し込んでくれた方が結構大勢いるんですけども、車椅子が2台しか乗ることができない。今の新潟市の福祉バスというのはそれ

しかないんです。それと、目の不自由な方々が盲導犬を連れてくると、これがまた、盲導犬って小さいわけじゃなくて、相当大きなもので、これを1人として計算しないと、バスが満タンになっちゃって、どうにもならないということになるわけで、ここら辺のところをお考えいただいて、もう少しバスの、車椅子の方が乗れる範囲を、もう少し増やすことはできないのかということと、バスの座席の間を広げるとかなんかして、盲導犬が入ってくると、もう1人について1匹が入ってくると、これが非常に大きなスペースを占めるので、旅行ということになると大変なことになりますので、ちょっとお考えいただければ幸いです。以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございます。この件につきましていかがでしょう。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい。今、福祉バスにつきましては、お話があったとおり、リフトバス、車いす2台分を含む23人乗りと、それから中型バス45人乗りの2台で運行しているところでございます。車いす対応2台分を持っているリフトバス1台の中で対応をせざるを得ない状況でございまして、今の車の状況でございまして、車いす対応というのがすぐできるとはお約束できませんけれども、ご意見を頂いたところはしっかりと受け止めさせていただきたいと思っておりますし、盲導犬の関係につきましては、先ほど申し上げた人数の中で、令和2年度からは、コロナの影響がございまして、実際の運行におきましては、乗車定員を半数程度にして行っておりますので、そうした中で対応も取れる部分があるのではないかというふうに考えております。

(有川会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは菊地委員、お願いします。マイクをお願いします。

(菊地委員)

新潟太陽福祉会の菊地です。よろしく申し上げます。大島課長のほうから、強度行動障がい者支援が、市の重点課題の1つであるというお話がありました。グループホームの運営費の補助や、支援者の養成、または施設整備費補助が該当すると思っております。いろんな形でバックアップしていただいて、ありがたく思います。引き続きお願いしたいというのが、意見の1つです。

というのは、私どもの法人では、強度行動障がい者向けのグループホームを1棟運営しております。配置する職員は世話人では対応できなくて、経験の積んだ専門職で対応しております。しかしながら、その専門職でも支援の困難さから休職、または離職というようなことに結びつくことも少なくありません。

法人内でも、審議会座長の有川先生からのアドバイスを頂きまして、「新潟太陽福祉会・強度行動障害支援指針」というテキストを作成し、全職員に配布致しました。また、階層別に支援者養成研修を実施しております。しかしながら、職員の疲弊感が強く、対応には

苦慮しているところであります。ぜひこういった行政からの、いろいろな角度でのご支援が大切と思っておりますので、引き続きお願いしたいと思っております。

あと太陽の村には、数多くの待機者がいるわけですが、その中の上位 20 名ぐらいは、強度行動障がいと言われる方が待機しております。保護者の皆さんからは、何とかグループホームを作ってくれないとか、安心して生活できる施設等を開設してほしいとのご意見・ご要望が続いております。私どももそういった先ほどの事情等もありまして、強度行動障がい者専用のグループホームの開設に踏み切るには、まだ期待に答えられないということが現状であります。ぜひ行政のほうからもバックアップをお願いして、入所待機者の解消という点からも、ご検討をお願い致します。

(有川会長)

ありがとうございます。今のお話でちょっとあれば。

(事務局：大島障がい福祉課長)

ありがとうございます。グループホームにつきましては、地域移行の点から、特に重度障がい者の方々への受け入れということで、大変大切な指摘だと考えています。私どもといたしましては、グループホームの関係では、やっぱりハード面とソフト面、両方から施策を展開していく必要があるんだというふうに考えております。ハード面につきましては、先ほどの施設整備補助の関係のときも申し上げましたけど、限りある予算の中で、重度障がい者の方々を受け入れていただくグループホームの整備というところを優先的に採択したいと考えておりますし、ソフトのところにおきましても、繰り返しの説明になりますけれども、まず育成のところについては、新潟太陽福祉会さんからも非常にご協力いただいておりますけれども、支援職員の方々をきちんと育成できるような機会を、しっかりと新潟市として支援していくということ。それから配置につきましては、今回の見直しもございますけれども、重度障がい者を受け入れていただくところについて、運営費補助を充実させていく、そういう形で展開をしていきたいと思っておりますので、引き続きご支援ご協力のほどよろしく願いいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。それでは海老委員。

(海老委員)

新潟市障がい者地域自立支援協議会の海老と申します。よろしく申し上げます。今ほど菊地委員のほうからありましたが、グループホームの補助につきまして、私のこの読み込みがちょっと足りないのかもしれませんが、令和 2 年度から区分 4 以上の方の補助が付いたわけですが、非常に画期的で素晴らしい施策かなと思っております。それによって、区分 4 以上 5 とか、そういった重度の方のグループホームへの受け入れが、でもまだまだ進んでいないという現状もあるかと思いますが、こういった予算措置をするという中で、成果として、結果として、重度の方の受け入れが、数値的にどの程度進んだのかというようなところとか、この中で、区分 4 の 1,400 円というのが、これがまだこれは

継続でよろしいでしょうかというところですね。

それがまず1点と、もう1点、ちょっとこの場でお話することが果たしてどうなのかというふうなところもあるんですけども、今ほどの入所待機者のお話があったかと思いません。今150名ほど市内で待機の方がいらっしゃるとお聞きしておりますが、圧倒的にやはり強度行動障がいの方であったり、重度の知的障がいの方の待機者の数が非常に多くて、私ども新潟みずほ福祉会は、みのり園というような知障障がいの施設と、新潟みずほ園、第2みずほ園という、身体障がいを中心とした施設、計3つ運営しておりますけれども、その中でやっぱり圧倒的にみのり園、それでもまだ新潟太陽福祉会さんには数は全然あれですけど、みのり園の待機者の方が非常に多くて、身体障がいの施設の待機者の方っていうのが、ほんとに2名とか3名とかいう程度になっております。また来年度も今年度同様、サビ管を中心に、いろんな知的障がいの施設であったりとか、通所事業所であったりとか、相談支援事業所に出向いて、営業活動と言いますか、そういったこともしなければいけないなというふうに考えておるところです。

重度の知的障がいをメインとした、通所や入所の施設で、やはり高齢化とか、重度化に伴って、今の既存の施設ではなかなか対応しきれないという、一部お聞きしますけれども、そういった方がぜひとも身体障がいの施設のほうにでも、年を重ねていけば、高齢対応のほうにも道はあるんだと思いますけども、そこまでではない方につきましては、身体障がいのほうにも流れると言いますか、ちょっとこう日中体験していただいて入所につながるとか、入所の待機をしていただくという、入所待機の話と逆行するような話になりますけれども、そういった現状があるんだというふうなところも、今ちょっとお話をさせていただければなと思って、発言させていただきました。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。2点ありますかね。恐らく重度者支援加算をした実績として、どのぐらいその程度の方たちの利用が増えているのかというところが1点ですかね。それともう1つは、多くの方たちが待機されている中に、やはりそれだけの重度の方たちが結構多くなってきていますのでというところで、具体的に。

(海老委員)

身体障がいの施設のほうにも流れるような、これは自立支援協議会でも検討すべき部分かなと思っておりますけれども。

(有川会長)

よろしいですか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

ありがとうございました。整理してお答えできるかどうかはあれですけども、説明が不十分であればまたご指摘をいただければと思います。グループホームにつきましては、先ほどもご説明した通り、釈迦に説法で恐縮ですけども、利用者要件に障がい支援区分の制限がないという中で、重度障がい者の受け入れというのはそれほど進んでいない。ただ

先ほど申し上げたとおり、区分4については、いわゆる運営費補助の見直しも含めて進んでいるところも見れるということで、数値といたしましては、令和2年度末の数字にはなるんですけども、区分4の方が98人、区分5が33人、区分6が22人ということで、区分4以上の重度障がいの方は153人というふうに押さえております。その153人なんですけど、全体の人数といたしましては、586人ということで、2年度末の段階で、重度障がい者の方々のグループホーム全体に対する割合というのは、約26%というふうに押さえております。

ただ、支給決定者のうち、重度障がい者の割合というのが、52.2%ございますので、その52.2%と考えると、26%というのはまだまだというところがあるのではないかと考えております。

それから、海老委員のほうから、今回のグループホーム運営の補助金の見直しのところで、区分4の1,400円というお話もございましたけれど、これはそのまま残っております。今回の重度障がい者支援加算Ⅱが国のほうで設けられたことによりまして、区分5と区分6について、市単で上乗せをするということで、区分5につきましては、約600円弱を入れまして、2,400円になるということで、区分5で加算されない場合は2,200円ですけども、加算を取った方については市の上乗せがあるので、さらに200円多い2,400円になるというふうにご理解いただければと思います。

それから、もう1点ですが……。

(海老委員)

待機者の、非常に少なくなってきましたというふうな現状報告も含めて、お話しさせていただいた。

(有川会長)

ありがとうございます。そこは特に、ご意見というよりは、そのような状況になっているということで。

(海老委員)

何か流れができるといいのかなというふうな。この場というよりも、自立支援協議会のほうでもまた勉強していかなければいけないなというふうに考えています。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい。南委員。

(南委員)

愛宕福祉会の南です。よろしくお願ひします。うちの法人では、こあサポートを受託させていただいていることと、あと就労継続サービスを多くやらせてもらっている中で、ちょっと質問と言いますか、ここで言わないと駄目かなとちょっと思ってなんですけれども、先ほども高井委員とかいろいろ出ている、特別支援学校のいろいろな問題とか、いろんな方たちが最後に、社会出るのに就労したいということで、A型とかB型とか移行とかいろいろ

いろいろ使われるかと思うんですが、そこのやっぱり最後の社会に出る前のサービスをやっている者からすると、2年目の審議会の出席なんです、この資料だけでいつも謎というか、いろいろ自分自身で勉強していろいろ見ないといけないんだろうなと思いつつも、特にこのこあサポートのところの事業に内容のところを見させてもらっていても、じゃあうちのこあサポートの職員、センター長なんかから聞いても、これで済んでいるかという、決してこれ以上の、基幹相談のような動きであったり、新潟県の障害者就業・生活支援センターのほうの動きと同じようなことをやってみたりっていうふうには、このサービスが立ち上がって10何年か経っている中で、だいぶこう様変わりしていて、役割も変わっていて、大変そうだなと。最後に手帳を持った方たち、持っていない方たちが来られる、受け手の私たちとしても、本当に特別支援学校の生徒さんじゃないけど、普通学校のほうに行かれてから来られる方とか、離転職を繰り返している方とか、様々な方たちが来られていて、経過をいろいろ聞いていくと、お子さんのときからいろいろな問題があって、何となくこう繋がらないまま一般でこられて、うちを利用したいと。そういう方たちの、10年前よりもものすごくそれが複雑な感じの方が多くなっているというところが、すいません。ちょっと勉強不足なんで、そこが謎で。

なんだけど、新潟市のいろんな資料を見ると、そこに焦点が当たっていないというか、何かこう変わらないといけないんじゃないかなと思うんだけど、現場とこう違う感じがすごくして、それをどのぐらいこう把握されていたりするのかというところが、高井委員と同じ話になっちゃうんですけども、今一生懸命変わっていく経過なんだなと思ってるんですが、困っている方が多くなっている気がするという。すみません、質問にもなっていないんですが、今ここで言わないと言うときないかなと思って。ごめんなさい、そういう感じです。何か対応が欲しいわけじゃなくて。以上です。すみません、ごめんなさい。

(有川会長)

ありがとうございます。要は、複雑になっているというお話で、実態としては相談内容も非常に複雑になっていたとか、背景も複雑になっているという状況が、現実的に今起きているんだけど、実際にこの場で上がってくる事情というものが、やっぱりそれをどれだけ反映しているのかというところが少し見えにくいというお話ですかね。わかりにくい、もしくは反映してないんじゃないかという。

(南委員)

肌感覚でいうと、基幹相談支援センターの方も、こあサポートも、障害者就業・生活支援センターも、もうめいっぱいフル稼働されていて、この間の一番最初の資料のときに、何かほかの事業、もうちょっとこう分野を分けて特化したその隙間を埋めるような事業とか、基幹相談支援センターの人数が増えるとか、そういうのってないんですかという質問させてもらったんですけど、そこは数字だけ見ると必要ないですみたいなことに多分なるんだと思うんですけど、それが何かこう腑に落ちないというか。というところです。

(有川会長)

ありがとうございます。とても重要な留意点だと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。つまり実態を吸い上げていく仕組みがまずあるかということだと思うんですね。その予算の中で考えている数字の世界と、実態が違って、その肌感覚と違うと感じてしまう。じゃあその肌感覚と違うものを、どこでどのように今行政の中で吸い上げているのかということだと思うんです。その部分が非常にわかりにくかったので、今、南委員はこの場を借りてというお話だと思うので、その点につきまして、もしそのようなことを少しく拾い上げていく仕組みが、今現状こういうものがあるというのであれば、それを教えていただけると、そこでの議論の内容を、またわれわれ確認することができるかと思しますので、その点についてお話しいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい、ありがとうございました。まずは基幹相談、それからこあサポート、あぐりサポート等々、ほかもありますけれども、私どもの委託に対して、受託されたところの法人さんにおいて、本当に真摯に取り組んでいただいていることにまずもって感謝しているというところでございます。その上で、例えば基幹でございますが、それぞれのコンソーシアムで展開させていただいておりますけれども、それぞれの方々と定期的にお話を伺う機会を、例えば基幹であれば月1回設けて、具体的な内容も含めながらお話を伺っておりますし、それが十分か、予算の関係で十分かどうかというところはあるかもしれませんが、予算の編成にあたっては、これまで出てきている課題に対してどう対応していくのかといったところも含めて、お話を伺いながら、予算で反映できるところはできるようにしていく。ただ一方で、なかなか市の財政も厳しいところがございますので、国に対して、新潟市だけではございませんので、21大都市会議等を通じて、必要な財源支援というのを要望していくというところでございます。

ちょっと説明がなかなかうまくできないんですけども、こあサポについても、毎年度事業報告ということで、取り組みの成果というもの、課題というものをお示しいただいているところでございます。私が今思っているのは、こあサポにおきましては、先ほどもお話ございましたけれども、精神障がい者の方々の就労にあたっての課題ということで、大変ご苦労されているというお話とともに、今後どうしていったらいいのかというところでのアイデアというのを頂いていますし、そのほか在宅就労を含めた新しい働き方について、どういうふうを考えていくのかというふうな問題意識というのも、ご提示いただいております。また、医療・教育機関との連携ということで、利用者のニーズをどういうふうに掘り起こしながら連携を強化していくのかといった課題もあるんですというふうなことも、お示しをいただいているところでございます。行政としてそれをどういう形で消化して、支援というか、受託していただいている法人さんの業務が、より展開できるようにしていくかということについて、具体的にこの場ではなかなか申し上げることもできませんけれども、引き続きしっかりと丁寧にお話をさせていただきながら、少しでもそれぞれの分野において、展開というか進展できるように取り組んでいきたいと思っています。

(有川会長)

ありがとうございます。南委員、よろしいでしょうか。

(南委員)

はい、ありがとうございました。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。この会議自体が、審議会自体が、恐らくその役割を果たしていると思いますので、そのような、今のようなご意見をどんどんあげていくということもとても大事なことだと思いますので、ぜひ皆さん遠慮なく。遠慮なくって、私が言ってしまうと、答える側のほうのことはあまり気を使ってない感じで申し訳ないですけど、声をあげていくということで、いろいろな議論をしていくのは重要だと思っておりますので、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。角田委員。

(角田委員)

質問とかではなく、ちょっとヒントを頂きたいということでの発言になります。今いろいろな多様化という、いろんな人たちがいて、いろんなスタイルで生きていくということが当たり前前の時代になって、変わってきているんだなということを感じることが多くなりました。そして固定概念というか、観念というか、そういうもので縛られていたことから、もっともっと柔軟に受け止めたり、受け入れたりしていかなきゃいけないんだなと、すごく感じています。

その中で、1つお聞きしたいのが、平崎委員さんにぜひ教えていただきたいんですけども、一般の仕事をしている人たち、一般の企業さんの体制とか、会社の中での有り様というのは、これから先、ほんとにこの時代の流れとともにいろんな働き方をできるんですかっていう。つまり利益を生まなきゃいけないというのが、いわゆる仕事の現場の鉄則とか当たり前前のことなので、そこに「自分はこういうことでしかできないんだ」とか、「ここはこうだからこういうふうにさせてくれよ」とかっていう、その人のニーズ、多様性という名のニーズで、早い話が、大きな声であいさつするのは嫌だからやめてほしいとか、そんなところから始まって、今まで望まれる、雇用される側に求めてきたものっていうのが、どのくらい一般企業さんは変わってきたのかという辺りがすごく知りたいなと思って。何でも発言していいということだったので、ヒントが欲しいです。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。そうすると平崎委員のほうからもし何かアイデア等ございましたら。アイデアというか、実態のことのお話ですかね。

(平崎委員)

貴重なご意見ありがとうございます。実際私ども窓口にあっては、障がい者の方と相対し職業相談を行う担当職員と、事業所サイドに働き掛ける雇用指導、管理の担当がおるんですけれども、それぞれがタイアップをして、まずは法定雇用率というのがありますので、

雇用率の対象企業を中心に、雇用管理指導ということで回らせていただいて、実態の確認をしながら障がい者雇用を前に進めていけるようであれば、その業種、事業にかかる、こういった分野で障がい者の雇用ができるのか、情報として取り込みながら、紹介担当のほうと共有をしていって、個々の障がい者の方に、特性に合わせられるような仕事が見出せるかどうか、そういったものを、事業所さん、それから支援機関の方々、あるいは障害者就業・生活支援センターさん、こあサポートさんなど、連携によりチーム支援をさせていただいて、まずは実習等々から始めて、この人の障がい特性はこういったことになりますので、皆様の中でそういった特性に合わせてどんな仕事出しができるか、仕事出しをするにあたっては、私どものほうからも分析をさせていただきたいということで、それこそ障がい者センターとかと同行して、洗い出しをしながら、それに合わせられる障がい者の方に実習を受けていただいて、就職に導いていけるかというような形があります。ただし、それにより、しっかりと道が開けるような形で改善ができるかという、なかなかこれは個々の企業さんによって、それこそ業種によっては、バリアフリーの関係でちょっと問題があるとか、いろんなところがありますけれども、やはり法律に縛られてという言い方は変ですが、障害者雇用促進法というのがあるわけですので、この中において周知をしっかりとやっていき、コンプライアンスをしっかりと受け止めてくれる企業さんもいらっしやいますので、それによって前向きに改善を検討していただければ、それが短時間でほんとに改善できるものもあれば、1年2年という形の中で、お互いに協議をしながら、実際にそういう行動を起こしていただくというような形にもっていく状況になっています。

私、今ハローワーク新潟におりますけれども、8～9年前に労働局の職業対策課で課長補佐をやっています、その時に全国ワースト2位という障がい者雇用率となり、これは何とかしなければいけないというようなことで、今現在も続いておりますけれども、障がい者雇用促進プロジェクトチームというのを立ち上げて、それが今現在も実行していきながら、やっと全国平均に追いついたところです。プロジェクトの中で協議を行い、法定雇用率まで引き上げようというような形をめざして、事業所の指導から障がい者の支援をしていこうということで、幅広くいろんな機関との連携を取りながら進めていっているところです。

私が就職したばかりの40年ぐらい前ですと、どちらかという、大企業さんはどちらかという、障がい者雇用に意識が向いてくれなかったんですね。雇用率ずっと低かったわけですけれども、今現在は、さっき言ったようにコンプライアンスの関係があるので、大企業ほど優先的に障がい者を雇っていこうということで、株主から突き上げられないようにというのもあるんだと思いますけれども、そういうような形で雇用率のほうは上昇していると。大昔は、どちらかという1人親方じゃないですけども、中小零細の親方的な社長さんが障がい者の方を雇っていただいて、仕込んでいただいて、立派に社会人として使っていたというところがあるわけですが、幾多の不況時に、そういったところが企業閉鎖をしてしまったりとかいう形の中で、今小さいところはなかなか障がい者雇用というのが難しいところに来ていると。ただ現実的に見ても、法定雇用率に対象とならない企業さん、中小零細の方でも、やはり意識をしっかりと持っている経営者の方、そこら辺をわかっている従業員の方がいらっしやる企業さんは、今現在もどんどんと前向きに障がい者の雇用も進めていただいているという実態もあります。

ので、まずは法に基づいた対象となる企業の雇用率を上げていきつつ、中小零細の勇気ある企業さんにも協力をいただきながら、1人でも多くの方の就職に結びつけられればなどということで、試行錯誤しながら、関係機関と連携を取りながら、毎年の重点施策として、ハローワークの事業の中の1つとして進めてまいっております。

来年度もまた障がい者の就職促進というのを、当所の重点事項として進めていくぞということで、今考えているところでございます。答えになっているかどうかわかりませんが、こんなところでよろしいでしょうか。

(有川会長)

はい、よろしいでしょうかね。ありがとうございます。皆さん大変活発にいろいろとご意見等頂いて、時間のほうがだいぶ押してしまって、特にほかにならなければよろしいでしょうかね。多分皆さん一通りお話しいただいているような状況になっているのかなと思いますけれども。

それでは、意見が出そろったようですので、報告事項は以上で終了にしたいと思います。

4. その他

(有川会長)

次にその他ですけれども、事務局のほうからお願いいたします。

(事務局：祝管理係長)

障がい福祉課の管理係の祝と申します。本日はありがとうございました。私のほうから、本日机上にリーフレットとして配布させていただきました、世界自閉症啓発デーについて、若干説明させていただきます。

毎年4月2日は、国連の定めた世界自閉症啓発デーになっております。また、日本においては、この4月2日をスタートに、4月8日までの1週間を、自閉症をはじめとする発達障がいに関することを広く知ってもらう期間として、発達障がい啓発週間と定めております。

期間中は、この自閉症啓発デーのシンボルカラーである青を基調として、日本各地で様々な啓発活動が行われていたり、これは日本だけにとどまらず、世界でも様々な活動が行われているところですよ。

新潟市におきましては、新潟市発達障がい支援センターJOINのほうで、この自閉症啓発デーに合わせて上映会を予定しております、その募集も行っております。3月23日までがその募集の期間となっておりますので、希望される方につきましては、新潟市のホームページから申し込むこともできますので、ぜひ興味のある方につきましては、申し込みいただいて、その上映についてご覧いただければと思っております。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。その他、この1件でよろしいですか。

それでは皆さん、ありがとうございました。令和3年度第2回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了になりますが、委員の方々それぞれのお立場でお気付きのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元のほうに「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえた意見なり、あるいは提案についてお書きいただき、提出いただければと思います。

皆さんには、お忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。それでは、マイクのほうを事務局にお返ししたいと思います。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり進行いただきありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、活発なご発言をいただき、ありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和3年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。